

9月

定例会



平成20年第3回定例会は、9月9日に招集され29日までの21日間の日程で開催されました。市長から提出された案件は条例制定3件、条例の一部を改正する条例8件、平成20年度一般会計及び特別会計補正予算24件、その他6件、平成19年度一般会計、特別会計歳入歳出決算及び企業会計決算の認定29件で、ほかに議員発議として意見書3件でした。これらの案件は、概ね所管の常任委員会、決算審査特別委員会に付託して審査の後、本会議で採決した結果、いずれも原案のとおり可決しました。一般質問では、12人の議員が質問に立ち、市当局の考えを質しました。

条例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

地方自治法の一部改正により、議員に係る報酬の名称が議員報酬に改められたことに伴い、関係条例の用語の整理を行うために定めました。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的な知識経験及び優れた見識を有する民間人材を一定期間採用することなどにより、行政の能率的運営を図るために定めました。

災害対策本部条例の制定

伊達市地域防災計画が策定されたことに伴い、災害対策基本法第23条第7項の規定に基づき、伊達市災害対策本部に関し必要な事項を定めました。

公益法人等への市職員の派遣等に関する条例の一部改正

公益法人制度改革により公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が改正されたことに伴い改正しました。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

任期付職員に係る勤務時間、休暇等の取り扱いについての規定を定めるために改正しました。

職員の給与に関する条例の一部改正

任期付職員に係る給与の取り扱いについての規定を定めるために改正しました。

認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

公益法人制度改革により民法ほか関係法令が改正されたことに伴い改正しました。

手数料条例の一部改正

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律が施行されることに伴い、戸籍に関する証明手数料の免除規定に当該法律に基づく証明を加えるために改正しました。

市営住宅等条例の一部改正

市営住宅より暴力団員を排除し、入居者及び周辺住民の安全を保持するために改正しました。

下水道条例の一部改正

公益法人制度改革により財団法人の基本規則である寄付行為という語意が定款に統一されたことに伴い改正しました。

りょうぜん紅彩館条例の一部改正

宿泊・休憩・研修室利用料及び入湯料の見直しを行い、適正な収入の確保を図るために改正しました。



りょうぜん紅彩館

補正予算

一般会計補正予算（第2号）

歳入歳出それぞれ693万円を追加し、予算総額を262億9785万5千円としました。

歳入の主なものは、前年度決算剰余金1億8618万円、介護保険特別会計からの繰入金1453万6千円、過年度災害国庫補助金1545万2千円で、財政調整基金繰入金については2億1152万3千円を減額しました。

歳出の主なものは、幼稚園・小学校遊具修繕費258万円、伊達体育館耐震改修実施設計590万円、耐震改修基本設計1430万円、保原小敷地造成設計委託料500万円、公民館等施設修繕工事費4173万7千円で、職員の定期人事異動等に伴う人件費については1億4078万7千円を減額しました。

一般会計補正予算（第3号）

歳入歳出それぞれ2212万円を追加し、歳入歳出予算の総額を263億1997万5千円としました。

歳出は、8月29日の局地的大雨による災害復旧経費として土木施設災害復旧費に1643万円、農林水産施設災害復旧費に290万8千円、災害対策費に94万5千円、また

保原小学校改築基本設計業務の設計内容変更に伴う経費として183万7千円です。
これを賄う歳入は、市債620万円、財政調整基金繰入金1592万円を充当しました。

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

定期人事異動に伴う人件費調整及び事務費の増により歳入歳出それぞれ2973万9千円を追加し、予算総額を77億4933万5千円としました。

介護保険特別会計補正予算（第1号）

介護給付費の精算に伴う国・県負担金等の返還金の確定により歳入歳出それぞれ9122万5千円を追加し、予算総額を44億7757万8千円としました。

梁川簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度決算における繰越金の確定により歳入歳出それぞれ272万6千円を追加し、予算総額を1億3340万8千円としました。

月館簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度決算における繰越金の確定及び水道施設維持修繕費の増により歳入歳出それぞれ532万6千円を追加し、予算総額を2億998万8千円としました。

公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度決算における繰越金の確定及び定期人事異動に伴う人件費調整により歳入歳出それぞれ1709万5千円を減額し、予算総額を14億7199万8千円としました。

粟野地区農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度決算における繰越金の確定により歳入歳出それぞれ508万6千円を追加し、予算総額を2052万3千円としました。



つきだて花工房

つきだて花工房特別会計補正予算（第1号）

平成19年度決算における繰越金の確定により歳入歳出それぞれ1104万2千円を追加し、予算総額を1億398万3千円としました。

各財産区特別会計補正予算

平成19年度決算における繰越金の確定により各財産区の補正総額は219万1千円で、補正後の予算総額を1256万3千円としました。

水道事業会計補正予算（第1号）

水道資産の有効活用に向けての測量業務委託料の増、及び借換債元金均等償還に係る償還金の減により収益的支出の補正総額は1339万5千円、資本的支出の補正総額は640万5千円で、補正後の収益的支出を17億7550万3千円、資本的支出を14億5349万4千円としました。

その他

福島地方土地開発公社定款の変更

公益法人制度改革により民法ほか関係法律が改正されたことに伴い改正しました。

字の区域の変更

梁川逆川（さかさがわ）地区土地改良事業共同施行に伴い、字の区域の変更をしました。

損害賠償請求の額を定めること

自動車事故により、街路灯が損傷を受けた損害賠償請求の額を決定しました。

市道路線の廃止

国道349号線梁川大橋の架替工事に伴い、3路線を廃止しました。

市道路線の認定

塩野川河川改修及び国道349号線梁川大橋の架替工事に伴い、新たに7路線を認定しました。



10月15日に開通した梁川大橋

市道路線の変更

塩野川河川改修、梁川大橋架替工事及び道路改良工事に伴い、道路形態に変更を生じた8路線について、認定の変更をしました。

決算

平成19年度一般会計歳入歳出決算ほか28件の決算認定

平成19年度各会計決算が認定に付され、決算審査特別委員会を設け審査しました。その結果、29件のいずれの会計も認定するものとしました。（決算の概要は「だて市政だより10月号」をご覧ください。）

意見書

9月定例会で可決した次の意見書を政府関係機関、国会等に提出しました。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書